

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
クライシスマネジメント要綱

制定 平成 23 年 12 月 26 日 23 産技経経第 72 号
一部改訂 平成 30 年 5 月 10 日 30 産技経経第 47 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）における「リスクマネジメント規程」第 3 章クライシスマネジメント体制に関して必要な事項を定め、危機対応のための準備及びクライシス発生時の対応を明確にし、もって都産技研の事業運営の堅実化及びステークホルダーの損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この要綱は、都産技研の役職員等に適用する。

(他文書との関係)

第 3 条 この要綱は、都産技研「リスクマネジメント規程」第 8 条から第 10 条に規定するクライシスマネジメント体制を構築、運用するために必要な事項を定めるものである。

2 特に限定しない場合、本要綱の中で示す「委員会」とは都産技研「リスクマネジメント規程」第 6 条から第 7 条で規定するリスクマネジメントに関する委員会を指す。

(定義)

第 4 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 クライシス 事業目的の達成に望ましくない重大な影響が発生した状態又はまさに発生間近である状態をいう。
- 二 クライシスマネジメント クライシスに対して、事前の準備を含めて、通報、事実掌握、対策、復旧、評価、再発防止を行う一連の管理活動をいう。
- 三 事業継続計画（BCP） 大規模な災害、事故、システム障害等が発生した場合に、組織が基幹事業を継続し早期に事業を再開するために策定する行動計画をいう。
- 四 役職員 都産技研の役員及び職員をいう。
- 五 役職員等 都産技研の役員、職員、臨時職員及びその他都産技研の業務を行う者をいう。
- 六 ステークホルダー 都産技研の利害関係者をいい、東京都の監督機関、東京都民、都産技研の利用者、役職員等、取引業者、協力関係者、近隣住民などを含む。

(基本的責務)

第 5 条 役職員は、クライシスに際し、通常の職務範囲に関わらず、直ちに報告を行い、指示に従わなければならない。

第2章 クライシスマネジメント体制

(緊急事態対応の発動)

第6条 都産技研をあげて対応が必要と判断される次の各号に掲げるクライシスが発生した場合、緊急事態対応体制をとるものとする。

- 一 地震、津波、異常天候などの重大な自然災害
 - 二 爆発、火災、建物倒壊などの生命危機及び重大な物理的損壊を及ぼす事故
 - 三 都産技研の事業活動に起因し、内外に対して重大な影響を及ぼす事故
 - 四 新型インフルエンザ等、人的及び社会的影響が非常に大きい感染症
 - 五 恐喝、誘拐、その他外部からの不法な攻撃
 - 六 都産技研の重大な法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査
 - 七 内部者による背任、横領などの内部統制上の重大な不祥事
 - 八 性犯罪、窃盗、傷害など、役職員による社会的影響が非常に大きい不法行為
 - 九 利用者情報及び機密情報の漏えい、システム障害など、情報に関する重大な事故及び不法行為
 - 十 その他上記に準ずる事業上の緊急事態
- 2 緊急事態対応体制をとる判断は、委員会の委員長である理事長が行う。
- 3 第1項各号に掲げるクライシスのうち、事業継続に係る大規模なものは、事業継続計画に従う対象として取り扱う。対象であるかの決定は、該当する事業継続計画での基準によるものとする。

(緊急事態の通報)

第7条 程度の大きさを自己判断することなく、クライシス又はその可能性を認知した役職員等は、すみやかに所定の通報先に通報しなければならない。

- 2 通報は、伝達をより確実かつ速やかに行うために原則として次に掲げる各号の手順で重ねて通報しなければならない。
- 一 所属上長又は業務管理者を介して、あるいは直接委員長へ伝達する。
 - 二 管轄する責任者若しくは担当者、又は通報ルートが明らかな場合、その者を介して又はそのルートに従って、委員長へ伝達する。
 - 三 伝達が滞るおそれがある場合、通報が可能な者へ通報の必要性を明確にしたうえで通報の責務を引き継ぐ。また、そのような場合、通報ルートの間を跳び越すことを妨げない。

(緊急事態対応体制)

第8条 緊急事態対応体制は、緊急事態の内容及び状況に応じ、委員長が定める。

- 2 原則として緊急事態対応の責任者(以下「クライシス対応責任者」という。)は、委員長とする。代理についてはリスクマネジメント規程第6条の5のとおりとする。緊急事態の内容及び状況に応じ、委員長あるいは代理は、別の者をクライシス対応責任者として指名することができる。
- 3 緊急事態対応を担当する者(以下「クライシス対応担当者」という。)は、必要とする人員数だけ、クライシス対応責任者が指名する。人選に当たっては、第18条に定める力量を考慮する。

4 クライシス対応責任者及びクライシス対応担当者でもって構成されるチーム（以下「クライシス対応チーム」という。）は次の各号に掲げる機能を持ち、それを実施する。

- 一 緊急事態の状況把握と分析
- 二 応急処置の決定と指示
- 三 原因究明と対策指針決定
- 四 対外広報及び対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- 五 都産技研内連絡の内容、時期、方法の決定
- 六 クライシス対応チームから指示又は連絡ができないときの代替措置の決定
- 七 対策実施上の分担等の決定
- 八 対策実行の指示及び結果確認
- 九 その他必要事項の決定

5 クライシス対応チームは、緊急事態対応のために、前項各号にかかる指揮命令権を有し、それを行行使することができる。

6 「クライシス対応チーム」、「クライシス対応責任者」、「クライシス対応担当者」等の呼称は、緊急事態対応活動又は事業継続活動の種類に応じて、某「対策本部」、「対策本部長」、「対策担当者」等、適宜変更して用いても差し支えないものとする。

（緊急事態対応の目標）

第9条 緊急事態対応は、人命救助を最優先とする適切な優先順位を定め、次の各号に掲げる事項の実現を目標として実施する。

- 一 クライシスの直接的及び副次的影響を最小に抑える。
- 二 継続するクライシスの原因をすみやかに取り除き、リスクを低減する。

（緊急事態対応の主要項目）

第10条 緊急事態対応は、クライシスの種類に応じ、別表第1に示す主要項目に配慮して実施する。

（報道機関への対応）

第11条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申し入れがあった場合は、緊急事態対応に支障を来さない範囲において、取材に応じることとする。

（届出）

第12条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確かつ迅速に所管官公庁に届け出る。

（報告及び連携）

第13条 クライシス対応チームは、適時、委員会及び経営会議に、活動状況を報告しなければならない。また、必要に応じ、都産技研内の関係する他委員会と連携をとる。

（クライシス対応チームの解散）

第14条 クライシス対応チームは、次に掲げる状態のいずれかに至った場合には、速やかに解散す

る。

- 一 当該緊急事態対応が完了し、かつ対策が所定の効力を発揮したとき
 - 二 当該緊急事態対応を、特定の部門あるいは機能で業務として引き継ぐことが組織的に決まり、引き継ぎが完了したとき
- 2 クライシス対応チームの解散は、委員会の委員長である理事長が決定する。

(事業継続計画に基づく活動)

第15条 第6条3項で事業継続計画に従う対象となったクライシスについては、別に定める事業継続計画に従い、緊急事態対応及び復旧活動を行うものとする。

(記録)

第16条 クライシス対応チームは、活動結果及びその内容の理解に必要な記録を残すものとする。

(訓練及びシミュレーション)

第17条 委員会又はクライシスマネジメント部会は、クライシスに備えて、定期的に訓練又はシミュレーションを計画し、指揮しなければならない。

- 2 類別したリスクごとに、訓練又はシミュレーションの計画及び指揮の責務を適任者へ委譲することができる。

(力量)

第18条 委員会又はクライシスマネジメント部会は、クライシスに備えて、第8条3で規定するクライシス対応担当者について必要な力量及び人員数が確保できているかを定期的に把握及び再把握しなければならない。

- 2 その力量は、クライシス対応に関する知識、知力、訓練、技能、経験、資格その他により判定する。

(レビュー)

第19条 委員会又はクライシスマネジメント部会は、クライシスマネジメントの状況（事前準備、対策、復旧、評価、再発防止などの実施状況）を毎年度1回以上レビューしなければならない。

- 2 このレビューには事業継続計画の見直しも含めることとする。

附則

(施行期日)

この規程は平成23年12月26日から施行する。

この要綱は平成30年5月10日から施行する。

別表第1 クライシスの種類に応じた緊急事態対応の主要項目
(第10条に係る)

No.	クライシスの種類 (都産技研をあげて対応が必要 と判断されるもの)	緊急事態対応の主要項目 (◎：実施、△：必要に応じ実施、×：該当せず)				
		人命 救助	その他 優先活動	官公庁 へ連絡	発生・再発 の予防	対応の 準備
1	地震、津波、異常天候などの重大な自然災害	◎	被害拡大防止、 事業継続性維持 (※)	△	×	◎
2	爆発、火災、建物倒壊などの生命危機及び重大な物理的損壊を及ぼす事故	◎	環境破壊防止、 事業継続性維持 (※)	◎	◎	◎
3	都産技研の事業活動に起因し、内外に対して重大な影響を及ぼす事故	△	利用者、役職員、 関係者の安全確保	△	◎	△
4	新型インフルエンザ等、人的及び社会的影響が非常に大きい感染症	◎	伝染防止、 事業継続性維持 (※)	◎	△	◎
5	恐喝、誘拐、その他外部からの不法な攻撃	◎	不当な要求に屈せず、警察と協力して対処	◎	◎	△
6	都産技研の重大な法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査	×	事実解明	◎	◎	△
7	内部者による背任、横領などの内部統制上の重大な不祥事	×	事実解明	△	◎	△
8	性犯罪、窃盗、傷害など、役職員による社会的影響が非常に大きい不法行為	△	事実解明	◎	◎	△
9	利用者情報及び機密情報の漏えい、システム障害など、情報に関する重大な事故及び不法行為	×	事実解明、 事業継続性維持 (※)	△	◎	◎
10	その他上記に準ずる事業上の緊急事態	△	緊急事態の内容 に応じる	△	△	△

※：事業継続計画の策定の対象又は候補